

令和3年3月29日

職員各位

社会福祉法人フロンティア  
理事長 水島 正彦

今般、次のとおり次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を定めましたのでお知らせいたします。

## 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

働きやすい職場環境の整備によって、全ての職員が育児・介護などの個人の生活と仕事を両立し、長期に亘り安心して個々の能力を發揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3か年
2. 内容

**目標1：** 育児・介護などの私生活や業務上でのストレスや不安を原因とした離職を防止するため、セルフケアやラインケアに関する職員セミナー等を計画期間中に3回以上実施するとともに、外部相談窓口の設置等により、心身の健康促進に努める。

(次世代育成支援・女性活躍推進)

<対策>

- ・令和3年4月～ 職員セミナー等の企画立案
- ・令和3年5月～ 管理職を対象とした会議等での周知と研修参加奨励と外部相談窓口の活用の検討

**目標2：** 非正社員から正社員(※)への転換制度を積極的に運用し、制度利用者を計画期間中に3名以上とする。

(女性活躍推進)

※「正社員」とは、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第六十七号）第二条の「通常の労働者」のこと。「通常の労働者」とは、いわゆる正規型の労働者をいい、社会通念に従い、当該労働者の雇用、賃金形態等（例えば、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであるか、賃金の主たる部分の支給携帯、賞与、定期的な昇給又は昇格の有無）を総合的に勘案して判断するものであること。

<対策>

- ・令和3年4月～ 広報紙、啓発ポスターなどを作成・活用し、利用可能な両立支援制度を職員に周知
- ・令和3年5月～ 管理職を対象とした会議等での周知と取得の奨励
- ・毎年度1月・9月 正社員への転換制度の対象となる職員の抽出
- ・毎年度1月・9月 対象者の選考
- ・毎年度2月・10月 対象者の決定

### 女性活躍の現状に関する情報公開

令和3年3月現在

①採用職員に占める女性職員の割合	61%
②男女の平均継続勤務年数	男性 8.5年 女性 10.1年 全体 9.6年
③職員の一月当たりの平均残業時間	5時間
④管理職に占める女性職員の割合	41.2%